

第4次静岡県がん対策推進計画（案）に対する意見への対応【県民意見募集】

- (1) 意見募集期間 令和5年12月27日（水）から令和6年1月24日（水）まで
- (2) 意見提出状況 8人 32件
- (3) 提出された意見に対する考え方

対応区分	対応案
①	意見の趣旨を踏まえ、計画の修正を行う場合
②	計画の修正は要しないが、意見の趣旨を踏まえ取り組む（取り組んでいる）場合
③	計画への反映を見送る場合

No	具体的な戦略	意見	意見に対する考え方
1	がん検診の受診率向上と精度管理の推進	がん検診の受診率が上がっていないことから、検診受診率の向上に向け、抜本的な対策が必要である。	② 引き続き、市町に対し、対象者に向けて個別に行う受診勧奨を進めるほか、がん検診と特定健診の同時実施や休日検診の実施、子育て世代が受診しやすい環境整備など、受診者の利便性向上の取組を促進します。また、受診率が低い市町から課題を聞き取り、他市町の好事例を紹介する等の改善に向けた助言を行うなど、市町への支援を強化します。
2	がん検診の受診率向上と精度管理の推進	がん検診の精度管理の向上に当たっては、国が示す「事業評価のチェックリスト」に限らない精度管理の向上策もあると考えられることから、具体的な戦略の記載は、「市町は、～及び「事業評価のためのチェックリスト」等を活用した精度管理の向上に取り組めます。」とし、「等」を追加してはどうか。	① 静岡県がん検診精度管理委員会からの提言等、多様な向上策を市町に活用いただくため、御意見のとおり追記しました。
3	手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法の推進	私は、機材がないため、がん診療連携拠点病院から他の病院に転院となった。がん診療連携拠点病院だからこそ、稀なケースにも対応すべきであり、治療方法や医療機器を揃え、そして、医師の技量が研鑽されることを希望する。	② 引き続き、県内のがん診療体制の整備強化を図るとともに、がん診療連携拠点病院等への設備整備助成による医療の充実に努めてまいります。
4	がんゲノム医療体制の構築とプロジェクトHOPEの推進	がんゲノム医療を県内どこでも受けられるような現状にはないかと思う。がんゲノム医療を推進してほしい。	② 県内のがんゲノム医療については、具体的な戦略「7 がんゲノム医療体制の構築とプロジェクトHOPEの推進」に記載しています。（47ページ～）引き続き、県内のがんゲノム医療を推進してまいります。
5	がんに関するリハビリテーション・形成外科・補填医療の普及	術前からのリハビリテーション（プレハビリテーション）により、合併症の減少、早期退院、仕事復帰など患者のQOL向上、生産性の低下防止につながる事が報告されており、また、退院後に継続的にリハビリが必要なケースもあり、入院期間に限定されないリハビリが受けられるような仕組みが必要と思われる。適切なリハビリを受けられないとの声があることから、がんと診断された時からの計画的なリハビリの構築に取り組み、早期社会復帰や療養生活の質の向上につなげてほしい。	② 具体的な戦略「10 がんに関するリハビリテーション・形成外科・補填医療の普及」に、がんリハビリテーションについて記載しています。（53ページ～）引き続き、県内のがん診療連携拠点病院等におけるがんリハビリテーションの提供体制を推進してまいります。
6	がんに関するリハビリテーション・形成外科・補填医療の普及	「障害を来し、」の言葉を用いることに違和感があり、「支障」のほうが一般的で受け入れやすいことから、「日常生活動作に障害を来し、」を「日常生活動作に支障を来し、」に変更してほしい。	① 御意見のとおり修正しました。
7	がんに関するリハビリテーション・形成外科・補填医療の普及	現在は通院でがん治療をする患者が多く、外来によるがんリハビリテーションの患者も多い。がんリハビリテーションの概念として、外来通院する患者へのがんリハビリテーションについても記載してほしい。	① 国の基本計画を踏まえ、現状と課題に追記しました。

No	具体的な戦略	意見	意見に対する考え方
8	がんに関するリハビリテーション・形成外科・補填医療の普及	注釈1の説明に「維持・向上」とあることや、再発転移患者など長期治療により体力筋力の低下が生じ得るため、フレイルを防ぎ療養生活を維持するという意味で、「療養生活の質の向上を図る」という記載を、「療養生活の質の維持と向上を図る」に修正してほしい。 (注釈1) がんリハビリテーション： がんそのものによる障害及びがんの治療の過程で生じる障害に対して、患者の回復力を高め、残っている能力を維持・向上させ、今までと変わらない生活を取り戻すことを支援することです。	① 計画内における記載内容の整合を図るため、御意見のとおり修正しました。
9	がん治療に伴う支持療法の推進	県が行うアピアランスケア支援について存在を知らなかった。周知してほしい。	② がん患者の生活を支援する市町を対象とした「若年がん患者等支援事業費補助」により、医療用補整具の購入等を支援しています。(55ページ) 引き続き、県内のがん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談支援センター及び市町と連携し、助成制度の周知を図ってまいります。
10	小児、AYA世代のがん医療の整備	妊孕性温存は若年がん患者の希望につながるが、一方で温存しても妊娠等に至らない、温存ができなくなった患者等がいることが見過ごされがちであり、心のケアを中心とした支援の充実を希望する。 そのため、「情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備するとともに、温存や子どもを持つことができなかつた場合の支援も行います。」と追記してほしい。	② 具体的な戦術に、以下のとおり記載しています。引き続き、妊孕性温存に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制の整備に取り組んでまいります。また、妊孕性温存や子どもを持つことができなかつた場合の支援については、県が開催する「静岡県がん・生殖医療ネットワーク会議」において、いただいた御意見を共有します。 B AYA世代(思春期・若年成人)のがん 【具体的な戦術】 (11) 国・県指定病院等は、がん医療と生殖医療の連携の下、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備します。(63ページ)
11	緩和ケアの充実	計画に、家族ががん遺族になり得ることが想定されていない印象がある。「グリーフケアの充実」と言った新たな項目の設定と各がん診療連携拠点病院等への精神腫瘍科や家族・遺族外来の設置を希望する。	② 具体的な戦略「18 緩和ケアの充実」で、グリーフケアについて記載しています。(74ページ) 診療科の設置については、御意見として承りました。
12	緩和ケアの充実	現状と課題に「緩和ケアは、終末期に限られたものではなく、がんと診断されたときから治療と並行して受けることができます。」(73ページ)とあるが、認知度がまだ低いと感じる。緩和ケア＝終末期と思っている患者さんもいる。医療現場から正しい情報を伝えてほしい。	② 具体的な戦術に、以下のとおり記載しています。御意見を踏まえ、引き続き、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。 【具体的な戦術】 A 緩和ケアの提供体制(76ページ) (9) 県は、国や関係機関と連携し、引き続き、緩和ケアに関する正しい知識の普及啓発を推進します。
13	相談支援の充実	がんと診断された者の不安を軽減するため、がん相談支援センターの充実と、より身近な相談場所として機能強化を図ってほしい。	② 具体的な戦略「19 相談支援の充実」に、がん相談支援センターの機能強化とその周知について記載しています。(79ページ～) また、具体的な戦略「18 緩和ケアの充実」に、がんと診断された時からの悩み・負担に対する緩和ケアについて記載しています。(73ページ～)
14	相談支援の充実	患者会は医療者からは見えにくい治療後の長い生活を共に支え合う場である。医療機関から患者団体を紹介する際に、適切に判断するため、がん相談支援センター担当者が患者会の役割を、十分に理解してほしい。 患者会によっては医療者等の参加を受けているので一度参加してみしてほしい。	② 具体的な戦術に、以下のとおり記載しています。御意見を踏まえ、引き続き、相談員の質の向上に取り組んでまいります。 【具体的な戦術】 (10) 県は、静岡県がん診療連携協議会の相談支援部会と連携し、毎年、がん相談員を対象にがん患者を取り巻く心理・社会的な問題についての相談対応力向上のための実践的研修会を開催し、相談員の質を高めます。(80ページ) (11) 県、市町、静岡がんセンター、国・県指定病院等、県医師会、県病院協会、県薬剤師会、患者会等は、相互に情報共有し、患者・家族に対する適切な相談支援を行います。(81ページ)
15	県民に対するきめ細かな情報提供	「グリーフケア」について、がんに関わる前から知っておくことが適切な支援につながると思うため、「県民だより」などで広報を行ってほしい。	② 具体的な戦略「18 緩和ケアの充実」で、グリーフケアについて記載しています。(74ページ) 広報については、今後、取り組んでまいります。

No	具体的な戦略	意見	意見に対する考え方						
16	県民に対するきめ細かな情報提供	「静岡版道しるべ」について、情報の継続的な更新、インターネットが苦手な人でも見やすいような内容の見直し、県内患者団体などの信頼できる団体の記載を希望する。 また、がん診療連携拠点病院等への継続的な配布を希望する。	② 「静岡版道しるべ」について、次回の更新のタイミングで患者団体の記載を検討します。 また、がん患者の相談支援に活用するため、がん診療連携拠点病院等へ継続的に配布します。						
17	県民に対するきめ細かな情報提供	新しい言葉について、患者が理解した上で治療ができるように、どんな人にも分かりやすい言葉で説明してほしい。	② 現状と課題に以下のとおり記載しており、引き続き、分かりやすい情報提供を進めます。 【現状と課題】 ・・・(略)・・・ 県民への情報提供に当たっては、がんに関する最新の科学的根拠に基づく必要があります。国・県指定病院及びこども病院では、公開講演会等により最新のがん医療の情報を県民へ分かりやすく提供しています。(85ページ)						
18	県民に対するきめ細かな情報提供	がん相談支援センターの周知が課題となっていることから、がん相談支援センターを適切に利用できるよう、「県民だより」での広報などで、がんになる前から県民への周知が必要と思う。	② 具体的な戦術に、以下のとおり記載しています。御意見を踏まえ、引き続き、がん相談支援センターの周知に取り組んでまいります。 【具体的な戦術】 (1) 県は、静岡がんセンターと連携して、若者、中高年等の県民のライフステージやがんの進行度等に応じた適切な情報提供を行って、県民ががんをより身近なものとしてとらえ、「がん＝死」、「がんになった人に問題がある」、「がんになったら働けない」といった誤解や偏見を解消するとともに、がんと診断された場合でも適切に対処できるように県民の不安の軽減を図ります。(86ページ)						
19	県民に対するきめ細かな情報提供	高齢者だけでなく、患者が自分の希望にあった治療、療養を受けるため、「医療者が治療選択する上での意思決定支援のため「インフォームド・コンセント(IC)やアドバンスケアプランニング(ACP)について、適切な情報を提供している。」という記述を追記してほしい。	① いただいた御意見を踏まえ、「21 県民に対するきめ細かな情報提供」に、以下の具体的な戦術を追記しました。 【具体的な戦術】 (5) 国・県指定病院等では、医療従事者は、患者が治療選択する上での意思決定支援のため、インフォームド・コンセント、ACP、リビングウィルについて適切な情報を提供します。(86ページ)						
20	県民に対するきめ細かな情報提供	ACP、リビングウィルは高齢者に限るものではない。全ての患者のための早期からのACPとリビングウィルとして取り組むことが大切である。 記載は、18緩和ケアの充実や21県民に対するきめ細かな情報提供が適切ではないか。	①						
21	県民に対するきめ細かな情報提供	「進行期、再発・転移、末期等のがん患者に提供する情報の例」に「・・・緩和ケアを実施する医療機関」と記載されている。(88ページ) 緩和ケア＝終末期ケアという誤解につながるので「(がんと診断されたときからの)緩和ケア」と補足説明を希望する。	① がんと診断されたときから緩和ケアの情報提供が必要であることから、下線部のとおり修正しました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">ライフステージ等</th> <th style="width: 70%;">情報の内容、伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">がん患者</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">進行期、再発・転移、 終末期等のがん患者に 提供する情報の例</td> <td style="text-align: center;"> <u>・がんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。</u> ・集学的治療を実施する医療機関、臨床試験(治験)等の科学的根拠のある新しい治療法、<u>終末期医療を実施する医療機関</u>に関する情報 </td> </tr> </tbody> </table>	ライフステージ等	情報の内容、伝達方法	がん患者	(略)	進行期、再発・転移、 終末期等のがん患者に 提供する情報の例	<u>・がんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。</u> ・集学的治療を実施する医療機関、臨床試験(治験)等の科学的根拠のある新しい治療法、 <u>終末期医療を実施する医療機関</u> に関する情報
ライフステージ等	情報の内容、伝達方法								
がん患者	(略)								
進行期、再発・転移、 終末期等のがん患者に 提供する情報の例	<u>・がんと診断されたときからの緩和ケアの普及啓発を進めます。</u> ・集学的治療を実施する医療機関、臨床試験(治験)等の科学的根拠のある新しい治療法、 <u>終末期医療を実施する医療機関</u> に関する情報								
22	就労のための支援	がんの治療と仕事の両立を推進するため、がん患者の就労実態に関するアンケートを行い、働きやすい環境ができると良い。	② 具体的な戦術に以下のとおり記載しています。現在、国が患者体験調査を実施中ですので、その結果を把握する予定です。 【具体的な戦術】B 職域や地域における就労支援 (10) 県は、静岡がんセンターやその他関係機関・団体と連携して、がん患者やがん体験者の就労の実態やニーズを定期的に調査・把握して、その結果を踏まえて、就労支援策の検証や見直しを行います。(93ページ)						

No	具体的な戦略	意見	意見に対する考え方
23	患者団体等との連携・協働及び支援	患者・市民参画が重要視されているが、行政や医療者が患者団体を把握できていないことが参画を妨げていると思われるため、県内の患者団体の状況を把握し、信頼できる団体をリスト化してほしい。 また、緩和ケア研修会、がん教育外部講師など、様々な場面で適切に参画し、がん対策の推進に協力できるよう、各分野に情報提供してほしい。	② 患者団体のリスト化については、検討しています。また、各分野への情報提供については、御意見を踏まえ、患者団体との協働による情報発信等に努めます。
24	患者団体等との連携・協働及び支援	様々な情報提供において、閲覧する患者・家族が見やすいと思える形態での発信を希望する。そのために、発信する情報は、作成段階から市民や患者会などの協力を得ると良いのではないかと。	② 具体的な戦術に以下のとおり記載しています。御意見を踏まえ、引き続き、患者団体と連携した情報提供に取り組みます。 【具体的な戦術】 (2) 県は、患者団体と連携して、患者団体が持つ知見や経験を踏まえた情報の提供を推進します。(95ページ)
25	患者団体等との連携・協働及び支援	患者会の情報はネットから得られるが、信頼できる場から情報発信することで、必要な方に届きやすくなると感じたため、AYA世代に向けた患者会（ピアサポートの会）が県内にあることを、県から情報発信してほしい。 また、情報が届くような広報を患者団体等と連携して考えてほしい。 さらには、病院に通院した際に、手軽に情報を得られる環境づくりとして、がん診療を行っている医療機関に、チラシを配置してほしい。	② 具体的な戦術に以下のとおり記載しています。御意見を踏まえ、患者団体と連携して情報発信に取り組んでまいります。 また、チラシについては、がん診療連携拠点病院等へ配架の働き掛けを行ってまいります。 【具体的な戦術】 (2) 県は、患者団体と連携して、患者団体が持つ知見や経験を踏まえた情報の提供を推進します。(95ページ)
26	患者団体等との連携・協働及び支援	以下の具体的な戦術について、必要かどうかは医療者には判断できないケースもあり、患者団体の情報は、支援される側が平等に手に入れられるよう、積極的に紹介（掲示するなど）してほしいことから、「必要に応じて」という文言は不要と思われる。 そのため、「県内で活動する患者団体を紹介します。」という記載の修正を希望する。 【具体的な戦術】 (4) 国・県指定病院等は、がん相談支援センターにおける相談支援に加え、患者やその家族の悩みを和らげるため、患者団体と連携を図りながら、患者サロン等の患者やその家族が自由に語り合える機会や場の充実と周知を図るとともに、必要に応じてがん患者にピア・サポートを行っている患者団体を紹介します。(96ページ)	① 国・県指定病院等において、がん患者への患者団体の紹介の必要性は、最終的に、本人又は家族が決定するものであり、よりきめ細かな対応をするため、下線部のとおり修正しました。 【具体的な戦術】 (4) 国・県指定病院等は、がん相談支援センターにおける相談支援に加え、患者やその家族の悩みを和らげるため、患者団体と連携を図りながら、患者サロン等の患者やその家族が自由に語り合える機会や場の充実と周知を図るとともに、必要に応じてがん患者にピア・サポートを行っている患者団体を紹介します。(96ページ)
27	がん教育の推進	がんに対する正しい情報を普及させるため、がん教育を推進してほしい。	② 具体的な戦術「28 がん教育の推進」に、がん教育による、がんに関する知識とがん患者への理解の推進について記載しています。(107ページ～) 引き続き、県内の学校における適切ながん教育の実施に向け、支援体制の充実を図ってまいります。
28	がん教育の推進	「学校におけるがん教育の手引」が確認できないため、確認可能なものに置き換えていただきたい。 【具体的な戦術】 (2) 県教育委員会は、県内の学校において、学校保健計画にがん教育を位置付けるよう指導するとともに、県の「学校におけるがん教育の手引」を基に、文部科学省作成の教材、外部講師などを活用したがん教育を支援します。(107ページ)	② 「学校におけるがん教育の手引」は、令和6年1月24日に県立学校、市町教育委員会宛てに送付し、活用を促しています。 今後は、この手引をもとに、学校におけるがん教育の一層の推進に努めてまいります。
29	がん教育の推進	教員・医師・がん体験者への研修について、実施主体である県健康福祉部・県教育委員会の留意点や指導方法を明確にいただきたい。	② 学校におけるがん教育は、平成29年・30年に改訂された学習指導要領に基づき行っております。加えて、令和6年1月に発出した「学校におけるがん教育の手引」では、文部科学省作成の通知等をもとに指導方法をまとめ、文部科学省作成の教材を紹介しております。手引には、県内のモデル校で行われてきた取組も載せておりますので、研修会等で繰り返し活用するよう周知してまいります。

No	具体的な戦略	意見	意見に対する考え方
30	がん教育の推進	<p>がん教育は継続的な活動であり、その体制は持続可能である必要があり、医療者・がん体験者別の外部講師の増加率の把握や養成体制の整備が必要である。</p> <p>がん体験者の外部講師増強には、医師による患者のがん患者サロンへの誘導などの具体的バックアップも必要である</p>	<p>②</p> <p>がん診療連携拠点病院等では、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることとなっており、今年度は、がん診療連携拠点病院等の22病院に御協力いただいております。</p> <p>また、学校医にも協力いただけるよう静岡県医師会を通じ、がん教育への協力依頼を行っています。</p> <p>さらに、静岡県対がん協会のピアサポーターフォローアップ研修において、学校におけるがん教育の取組を具体的に紹介し、外部講師の確保に取り組んでまいります。</p>
31	がん教育の推進	<p>県教育委員会に県内のがん患者団体について把握いただくことで、外部講師として協力したいと考えるがん患者・経験者・家族を活用できるようになる。また、患者団体が平等に研修会を受ける機会をいただけるものと思う。</p> <p>そのため、「(5)・・・外部講師に活用できるよう体制を整備します。」に続いて、「そのため、県内のがん患者団体について把握します。」と追記してほしい。</p> <p>【具体的な戦術】</p> <p>(5) 県健康福祉部は、県教育委員会とともに、がん医療に携わる医師、がん患者やがん体験者等を学校でのがん教育の外部講師に活用できるよう体制を整備します。(108ページ)</p>	<p>③</p> <p>外部講師は、患者団体のみならず、がん診療連携拠点病院等の医師等に依頼することがあるため、同戦術への記載は、見送ることとします。</p> <p>また、引き続き、県健康福祉部から県教育委員会へ、患者団体に関する情報提供を行ってまいります。</p>
32	その他	<p>指標について、国の患者体験調査は全てを網羅できるわけではなく、静岡県独自の調査が必要なものもあると思う。計画の途中で指標の見直しを希望する。</p>	<p>②</p> <p>計画期間の3年目(2026年)において、計画全体の進捗状況の把握と総合的な中間評価を行うことを予定しています。(113ページ)</p> <p>中間評価において、指標の見直し等について、検討する予定です。</p>